

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について

(宿泊療養・自宅療養者)

埼玉県保健医療部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症にかかる医療費は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、公的医療保険（国民健康保険や被用者保険など）を優先給付した後、残る部分が公費負担の対象となります。ラゲブリオの一般流通が開始される見込み（時期未定）となりましたので、公費手続きについて、改めて確認をお願いいたします。

1 検査公費

医師が診療のために必要と判断した患者に対し、医療機関がPCR検査等を実施した場合、検査実施料及び検査判断料が公費負担されます。

《公費負担者番号 8ケタ（保健医療機関の所在地の番号を使用）》

さいたま市:「28111508」 川越市:「28112506」 越谷市:「28113504」 川口市:「28114502」 それ以外:「28110500」

《公費負担医療受給者番号 7ケタ》 全国共通:「9999996」

- 県又は保健所設置市と委託契約を締結する必要があります（契約は事後でも構いません）。契約については「新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費支給に関する契約について(医療機関の皆さまへ)」
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/junkanki/korona.html>)をご確認ください。
- 検査に係る診療報酬のうち、検体採取料は公費適用とはなりません。
- 患者自身が行った検査結果を用いて診断を行う場合には、検査実施料、検査判断料は算定できません。

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について

(宿泊療養・自宅療養者)

埼玉県保健医療部感染症対策課

2 外来公費

都道府県が実施する宿泊療養・自宅療養の対象になった軽症者等については、療養期間中の新型コロナウイルス感染症に関する医療について、公費負担されます。

《公費負担者番号 8ケタ (保健医療機関の所在地の番号を使用)》 埼玉県共通「28110609」

《公費負担医療受給者番号 7ケタ》全国共通:「9999996」

- 外来公費を使用するために、医療機関又は薬局が必要な手続きはありません。診療・検査医療機関でなくても公費を請求することができます。
- 公費給付対象となる医療について、令和2年5月診療分以降は、原則として、医療機関又は薬局は窓口で患者から自己負担部分は徴収せず、医療機関又は薬局が審査支払機関を通じて都道府県へ公費を請求することとなっております。ラゲブリオの一般流通が開始されますと、薬剤料として数万円の自己負担額が発生しますが、公費となるため、医療機関又は薬局が患者から徴収する必要はありません。
- 医師の診断を受けるより前に実施された医療(例:検査当日の初再診料、院内トリアージ料)は公費対象となりません。
- 新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても当然に実施されたであろう医療は公費適用となりません。

その他詳細については、埼玉県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について」
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/pubexp.html>) にまとめておりますので、ご確認ください。